

高教組のとりくみで改善できた権利・労働条件等

～あなたの加入で助け合いの輪が広がり、みんなの生活・生徒の学びも守られます！！～

現在、借上げ復活を強く要求しています！

県教委からの休暇統合や廃止の提案後、 継続審議になっている内容

区分	現行	県の提案
1 生理休暇	種類 生理休暇	病気休暇
2 慶弔休暇	日数 ①親族の死亡の場合 (ア)配偶者10日 (イ)子:7日 (ウ)子の配偶者・配偶者の子:3日 (エ)配偶者の叔父叔母:1日 ②配偶者・子の祭祀:1日	日数 ①親族の死亡の場合 (ア)配偶者7日 (イ)子:5日 (ウ)子の配偶者・配偶者の子:1日 (エ)配偶者の叔父叔母:廃止 ②配偶者・子の祭祀:廃止
3 住居減失破壊	日数 ①現住居:15日 ②本人の住居(①を除く):10日 ③家族の住居:5日	日数 ①現住居:7日 ②本人の住居(①を除く):7日 ③家族の住居:廃止
4 育児休暇	時間 1日2回各30分以上60分以内 (合計90分)	時間 1日2回各30分以内 (合計60分)
5 妊娠障害休暇	種類 特別休暇	病気休暇
6 夏季休暇	日数 5日	3日
7 永年勤続休暇 (リフレッシュ休暇)	日数 3日	廃止

今ある権利や労働条件の維持・改善のため
組合が必要です!!

2023 自家用車運搬料 移転料の対象経費に
赴任旅費移転料 定額支給⇒定額の2倍まで引越代実費支給
月例給平均0.95%引き上げ、勤勉手当0.10月分引き上げ
会計年度任用職員の給与改定について遡及適用
2024年度より3学期の修了式3/24⇒3/20(曜日によっては18,19日)に

2022 評価システム (SS:8号給、S:6号給) 提案⇒(SS:7号給、S:5号給) 継続
教員採用試験年齢上限 45歳⇒59歳に引き上げ
夏季休暇取得期間 6/1～10/31⇒5/1～11/30
赴任旅費移転料 定額支給⇒1年限り定額の2倍まで引越代実費支給
出生サポート休暇 導入(年5日)

2021 臨時的任用教職員対象に離島のアパート借上げ(2021～2022年実施)
評価システム 2022年度まで(SS:7号給以上、S:5号給)
夏季休暇取得期間 6/1～10/31⇒1年限り6/1～3/31

2020 臨時的任用職員の空白期間(3/31)撤廃⇒年休の繰越が可能に
夏季休暇取得期間 6/1～10/31⇒1年限り6/1～3/31
非常勤講師の報酬単価 2,770円⇒2,800円
上位昇給層の原資となる勤勉手当差引額 0.015月⇒0.005月

2019 着後手当の増額 (18年度以前5日程度⇒19年度10万円⇒20年度実費)
退職・任期満了者(臨時的任用職員)へ帰住旅費支給

2017 評価システム 給与反映 本則(SS:8号給、S:6号給) 提案⇒(SS:7号給以上、S:5号給)
上位昇給層 (SS、S) 20～25%⇒35%に拡大
上位昇給層の原資となる勤勉手当差引額 0.03月⇒0.015月

2016 年休起算日 9月1日へ
初発の精神疾患による病休 3カ月⇒6カ月
妊娠に起因する病休 合併症を除くすべての疾病が対象に
臨時的任用教職員 健康保険証継続使用可能に
育児休業期間1ヵ月以内に限りボーナスの除算なし
介護休暇 分割取得(合計6ヵ月以内で最大3分割)
介護時間 新設(1日2時間以内で初取得から3年間)
実習教諭の呼称使用 県から通知文発出

2015 臨時的任用教職員 4月1日発令⇒4月分の通勤手当・住居手当支給
臨時的任用教職員 夏季休業中も継続勤務に
給与制度の総合的な見直し⇒給与減額を阻止し、現給保障3年間確保
就学支援金・給付金事務補助員 各高校へ1人配置
退職校長による「悩み相談事業」廃止

2014 離島勤務 5年⇒3年
特別給与減額 「7月から4.6%」⇒「1月から1%」
ボーナスカット 阻止
船舶職員採用試験 再開

国に先駆けた県独自の対応
国の提案
1,290円～
1,680円を
交渉で
2,800円に!
初任研全体指導教諭加配の
臨時的任用教職員配置は
全国的にもめずらしい!
他県は非常勤講師配置。
臨時的任用教職員の給料表2級は
九州で沖縄県のみ!他県は1級。
就学支援金・給付金事務補助員を
全校に半年以上配置しているのは
全国で沖縄県のみ!